○救マーク制度推進に関する要綱

平成２９年２月１日

森町消防本部訓令第１号

(目的)

第1条　[この告示](http://www.city.yanagawa.fukuoka.jp/reiki_int/reiki_honbun/r203RG00000938.html#l000000000)は、森町消防本部における応急手当の普及啓発活動の推進を図り、救急事案が発生した場合、迅速な対応ができる施設を認定し、その旨を表示する制度を設けることにより、救急患者の救命率の向上を図ることを目的とする。

(認定要件)

第2条　事業所の認定要件は、次のすべてに該当することとする。

(1)　普通救命講習以上を受講した従業員が常時２名以上その施設の公開営業時間中に勤務し、速やかに応急手当が実施できること。

(2)　救急事案が発生した場合、救急隊とスムーズな連携が行えるなど連携体制の計画書を策定していること。

(3)　自動体外式除細動器(以下「AED」という。)を設置していること。

(事業所の責務)

第3条　当該事業所は、次に掲げる責任を果たさなければならない。

(1)　応急手当に関する正しい知識、技術等、応急手当等に関する従業員の育成指導に努めること。

(2)　[前条第2号](http://www.city.yanagawa.fukuoka.jp/reiki_int/reiki_honbun/r203RG00000938.html#e000000023)に規定する計画書を作成又は変更する場合、従業員に対し必要な指示を与えること。

(3)　AEDは、常に使用可能な状態に整備しておくこと。

(責任者の業務)

第4条　当該事業所の責任者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)　救急活動計画書の作成及び変更

(2)　従業員のうち、119番通報者、救急車誘導者及び救急隊員誘導者の指定

(3)　従業員に対し、普通救命講習への参加促進

(4)　通報、応急手当等の訓練

(5)　その他必要な業務

(申請)

第5条　救マークの認定を受けようとする者は、次の各書類を消防長に提出しなければならない。

(1)　救マーク認定(更新)申請書([様式第1号](http://www.city.yanagawa.fukuoka.jp/reiki_int/reiki_honbun/r203RG00000938.html#e000000152))

(2)　救急活動計画書([様式第2号](http://www.city.yanagawa.fukuoka.jp/reiki_int/reiki_honbun/r203RG00000938.html#e000000158))

(認定書の交付)

第6条　[前条各号](http://www.city.yanagawa.fukuoka.jp/reiki_int/reiki_honbun/r203RG00000938.html#e000000072)に規定する必要書類を添えて申請され、[第2条](http://www.city.yanagawa.fukuoka.jp/reiki_int/reiki_honbun/r203RG00000938.html#e000000014)の要件を満たしていると消防長が認めた場合は、救マーク認定交付書([様式第3号](http://www.city.yanagawa.fukuoka.jp/reiki_int/reiki_honbun/r203RG00000938.html#e000000170))を添えて救マーク認定書(別図)を交付する。

2　救マーク認定書は、2枚交付する。

3　救マークの認定期間は、2年とする。

(更新の申請)

第7条　更新の申請は、[第5条](http://www.city.yanagawa.fukuoka.jp/reiki_int/reiki_honbun/r203RG00000938.html#e000000066)に規定する認定申請と同様の手続を行う。

(応急手当の訓練)

第8条　当該事業所の責任者は、2年に1回以上、常時勤務する従業員に対し、消防本部が主催する応急手当の講習を受講させなければならない。

(救マークの設置)

第9条　掲示する救マーク認定書は、認定事業所の適当な場所に掲示するものとする。

(様式)

第10条　認定(更新)申請受付簿及び認定交付簿の様式は、次のとおりとする。

(1)　交付認定(更新)申請受付簿([様式第4号](http://www.city.yanagawa.fukuoka.jp/reiki_int/reiki_honbun/r203RG00000938.html#e000000176))

(2)　救マーク認定(更新)交付簿([様式第5号](http://www.city.yanagawa.fukuoka.jp/reiki_int/reiki_honbun/r203RG00000938.html#e000000182))

(救マーク認定書の返納)

第11条　事業所の責任者は、[第2条](http://www.city.yanagawa.fukuoka.jp/reiki_int/reiki_honbun/r203RG00000938.html#e000000014)に規定する認定要件を欠くに至った場合は、救マーク認定書を返納しなければならない。

(事務の主管課)

第12条　この事業の推進に係る事務は、森町消防本部警防課救急係が行うものとする。

附　則

[この](http://www.city.yanagawa.fukuoka.jp/reiki_int/reiki_honbun/r203RG00000938.html#l000000000)訓令は、平成２９年２月１日から施行する。